

平成31年度 東京都立立川国際中等教育学校（全日制課程）
いじめ防止基本方針

平成26年10月31日
校長 決 定
平成31年4月1日改正

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 学校のあらゆる教育活動の中で、生徒が「いじめは絶対許されない」ことを理解するための取組を行う。
- (2) 生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた生徒を組織的に守り、周囲の生徒からのいじめに関する情報発信を促す取組を支援する。
- (3) 教職員間でいじめに関する生徒情報を常に共有し、教員のいじめに対する指導力を高める研修を行い、学校全体による組織的な対応による解決を図る。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携していじめ問題の解決を図る。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処に、学校が組織的に取り組むために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの指導に関する校内研修、及び生徒情報交換会の計画立案と実施
- 道徳教育及び人権教育の充実（いじめに関する教育内容を盛り込んだ指導計画の立案、内容の精選等）
- いじめ防止のための啓発活動の推進（生徒向け学年集会での講話、保護者会での連絡・報告、学校通信・ホームページへの取組の掲載等）
- 生徒・保護者対象の定期的なアンケート調査
- 保健室及びスクールカウンセラーとの連絡調整及び相談体制の整備
- 関係機関、専門家との相談・連携
- （いじめが発生した場合）いじめに係わる生徒の指導、及び保護者への支援と助言
- 重大事態への対処（事実関係を明確にするための調査の実施、学校の設置者が行う調査への協力、教育委員会又は知事への報告等）

ウ 会議

- (1) 各学期に1回の定例会議を実施する。

(2) 企画調整会議における生徒情報交換において早急に対処すべき事案が出た場合には、緊急の会議を速やかに設定し実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、保健主任（主任養護教諭）、前期課程学年主任、立川市教育委員会、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 生徒の問題行動（不登校や学校不適応、家庭の状況等を含む）に関する情報共有と生徒情報交換会の実施
- 保健室及びスクールカウンセラーとの連絡調整及び相談体制の整備
- 地域の関係機関、専門家との相談・連携の強化による組織的な問題解決の促進
- 保護者との連携促進・強化、及び保護者との連絡体制の充実

ウ 会議

(1) 年間2回の定例会議を実施する。

(2) 企画調整会議における生徒情報交換、またはスクールカウンセラーからの業務報告において早急に対処すべき事案が出た場合には、緊急の会議を速やかに設定し実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、保健主任（主任養護教諭）、警察関係者、地域関係者、PTA会長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「特別の教科 道徳」（前期課程）の時間、及び特別活動の時間（後期課程）における年3回以上のいじめに関する授業（道徳教育、人権教育）の実施。

イ 生徒会による「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識・実践するための活動を支援（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等の利用）

ウ 生徒会の朝の校門声かけ運動（各学期1週間、年3週間）の実施、交流花壇（異校種との花の交換）での花の栽培による学校環境の整備

エ 「いじめは絶対許されない」ことに関する生徒向け学年集会での講話、保護者会での説明、学校通信・ホームページへの取組の掲載

オ 保健室及びスクールカウンセラーとの連絡調整及び相談体制の整備

カ いじめに関する教職員対象の校内研修実施（年3回）

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接の実施（1学期中）

- イ スクールカウンセラーの業務報告の確実な確認と共有
- ウ 学級担任による生徒全員の2者面談（年3回以上）、及び3者面談（年1回）の実施
- エ 問題を抱えた生徒への教科担当者も含む全教員による声かけ、及び学級担任と学年主任による定期的な面談の実施
- オ スクールカウンセラーも含めた全教員による校内巡回の実施
- カ 「生活意識調査」の実施、及び保護者対象のアンケートの実施（各学期1回、年3回）
- キ 生徒の行動の記録、面談記録等のファイリングの徹底
- ク 企画調整会議での生徒情報の共有
- ケ 生徒情報交換会の実施
- コ 「いじめ発見のチェックシート」の活用（月1回）
- サ 学年集会での生徒への呼びかけ、保護者会や学校通信等の利用による保護者への協力依頼、近隣住民への情報提供の呼びかけ
- シ 学校非公式サイト等の監視
- ス 「学校いじめ相談メール」の活用、及び「東京都いじめ相談ホットライン」の周知徹底

（3）早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づく学校全体での組織的な対応方針の決定
- イ 学校いじめ対策委員会の開催による情報の共有と役割分担の明確化
- ウ 学校サポートチームの開催、及び警察・児童相談所等との連携、協力
- エ ①被害生徒の速やかな安全確保（全教員による声かけ、登下校時の付き添い等）、教育を安心して受けられる環境の確保、及びスクールカウンセラー等による心のケア
- ②加害生徒に対する速やかで、組織的・継続的な指導・観察、及びその保護者への状況に応じた対応と指導
- ③いじめを知らせた生徒の安全確保（全教員による声かけや見守り、登下校時の付き添い等）、教育を安心して受けられる環境の確保
- オ 教育委員会への報告
- カ いじめ対策に係わる保護者会の開催、及び必要に応じたPTAの活用

（4）重大事態への対処

- ア 被害生徒の保護及びケア
 - ①担任団（副担任含む）、教科担当者、及び管理職も含めた複数の教員によるマンツーマンでの保護
 - ②スクールカウンセラーによる心のケア（保護者含む）
 - ③関係機関との連携による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
 - ④適応指導教室への通級支援や、保健室登校の実施等の緊急避難措置の実施
- イ 加害生徒の指導と観察
 - ①別室での学習の実施

- ②警察への相談・通報
 - ③懲戒や出席停止の検討と決定
 - ④関係機関との連携による、生徒及び保護者に対するケア
- ウ いじめ対策緊急保護者会の開催
- エ 教育委員会への報告と連携
- オ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- カ 東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
- キ いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく調査、及び同法第 30 条に基づく最調査の実施への協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめの指導に関する校内研修（年 3 回）の実施計画策定
 - ・未然防止のための取組に関する研修
 - ・早期発見の取組に関する研修
 - ・早期対応の取組に関する研修
- (2) 生徒情報交換会の計画及び実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校通信の配布、ホームページへの掲載、及び保護者会での説明による「いじめ防止基本方針」の周知徹底
- (2) 学校通信、学年だより、スクールカウンセラー通信への記載、保護者会での説明による保護者相談の実施及びその方法の周知徹底
- (3) 学校いじめ対策委員会委員による保護者会及び P T A 役員会への出席により、いじめ問題に係わる啓発活動の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 関係機関による講演等を校内研修会に積極的に導入し、日常的な連携を図る。
- (2) スクールサポーターとの情報共有の機会を増やすとともに、避難訓練・防災訓練などでの警察との連携を密にする。
- (3) 学校運営連絡協議会委員でいじめ防止の取組への情報提供を行い、理解と協力を得る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「生活意識調査」の年 3 回の実施結果の分析、及びスクールカウンセラーの業務報告、担任の生徒個人記録（行動の記録、面接の記録等）等を 2 月末までに照らし合わせる。
- (2) 教職員に対する「取組評価アンケート」を 2 月末に実施する。
- (3) 学校運営連絡協議会により実施する評価アンケート（1 1 月実施）にいじめに関する取組状況の項目を入れる。
- (4) 上記（1）から（3）までの結果を 3 月中旬までに集計・検討し、1 年間のいじめ防止等の学校の取組の効果を検証する。その結果によって、いじめ防止基本方針の改善を加える（3 月末まで）。